

令和2年度大船渡支えあい福祉活動助成事業実施要項

1 目的

助成金交付を通じて、住民参加による福祉活動を支援するとともに、活動開始のきっかけづくりとし、地域住民主体の支えあい活動の拡充、地域づくりを図ることを主たる目的とする。

2 助成対象

(1) 対象団体

下記のいずれにも該当する団体を対象とする。

- ① 大船渡市内で定期的に福祉活動を実施している団体、もしくは実施を考えている団体

例) お茶のみサロン、交流活動、子ども・コミュニティ食堂、移送・外出支援等

- ② 他の公的助成を受けていない団体

(2) 助成金額

1 団体につき、総事業費の 20%以上かつ 90%以内で5万円を上限とする。

(3) 助成対象となる経費

消耗品費（事務用品、書籍等）、器具備品費、飲食費（弁当、食材、食事、茶菓子等）印刷費、通信費（郵便料等）、燃料費（車両燃料費等）、水道光熱費、賃借料（会場賃借料、車両賃借料等）、諸謝金費、保険料（ボランティア保険）等

(4) 助成対象とならない経費

- ① 会議（総会、打合せ、反省会）に際する飲食費
- ② 酒類購入費
- ③ 個人から借用した車両や機器に対する謝金（ガソリン代を除く）
- ④ 個人への配布のみを目的とした物品の購入費、見舞金等現金支給、金券購入費、お土産代
- ⑤ 内部関係者への手当・謝礼

3 応募方法

(1) 応募期間

令和2年4月21日（火）～5月22日（金）

(2) 提出書類

- ① 申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書（様式第2号）
- ③ 予算計画書（様式第3号）

4 助成決定

- (1) 大船渡市共同募金委員会審査委員会で助成決定の判断を行い、各申請団体に結果を通知する。
- (2) 申請団体多数の場合、新規申請団体を優先する。

5 助成金の交付

- (1) 事業完了後、事業報告書（様式第4号）、精算報告書（様式第5号）、請求書（様式第6号）の提出を以て助成金を交付する。
- (2) 前金払請求書（様式第7号）の提出をすることで前金払での助成金の交付を実施する。

6 精算報告

- (1) 提出期限
令和3年4月5日（月）
- (2) 提出書類
 - ① 事業報告書（様式第4号）
 - ② 精算報告書（様式第5号）
 - ③ 経費の領収書・レシート
 - ④ 活動の様子を写した写真
 - ⑤ 実施事業に係る広報紙、チラシ、印刷物等

7 問合せ先

社会福祉法人大船渡市社会福祉協議会（担当 只野）

〒022-0006 岩手県大船渡市立根町字下欠 125-12「大船渡市 Y・S センター」内

TEL:0192-27-0001 FAX:0192-27-0800